

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務仕様書

1 目的

出店事業者が有するノウハウ、アイデア等を最大限活用し、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（以下、「博物館」という。）にふさわしい飲食施設として、県民はじめ観光客の憩いの場として広く親しまれる雰囲気と質の高いサービスを提供することにより、来館者の満足度向上を図る。

2 業務名

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務

3 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、企画提案の内容等を踏まえて、博物館と協議のうえ調整を行う場合がある。

5 食事・サービス提供等の業務内容

- (1) 味や品質にこだわったスイーツ、ドリンク（酒類は不可）や軽食等のメニューを提供すること。
- (2) 博物館ならではのメニューを企画・提供すること。
※一乗谷朝倉氏遺跡をテーマにしたメニュー、企画展等に合わせたメニュー等を想定
- (3) テイクアウトメニューを企画・提供すること（他社による弁当販売等にも協力すること）。
- (4) 可能な限り福井県の食材を使用した地産地消メニューを設定すること。
- (5) 県から依頼があったメニューの販売について、飲食施設運営に支障のない範囲で協力すること。
※イベント時において、地元住民の監修による伝承料理を取り入れたメニューの提供、県の連携先（他県、他館等）のメニューの相互提供等を想定
- (6) 県が行うWEBやSNSを活用した博物館に関する広報活動に協力すること。
- (7) 博物館が行うレセプション、広報活動または施設の保守管理作業に対して協力すること。
- (8) 店内は禁煙とし、清潔に保つこと。

6 営業にかかる事項

- (1) 店舗名称
原則、「CARAMON」とすること。特段の理由がある場合には、博物館と協議のうえ、決定する。
- (2) 営業開始日
令和8年3月末までに博物館と出店事業者が協議のうえ、決定した日を期限として営業を開始すること。
- (3) 営業日
原則として、博物館の開館日とする。特段の理由がある場合には、博物館と協議のうえ、決定する。

博物館から開館日変更の事前連絡があった場合には、出店事業者はこれに協力すること。

(4) 営業時間

原則として、博物館の開館時間とする。特段の理由がある場合には、博物館と協議のうえ、決定する。

博物館から開館時間変更の事前連絡があった場合には、出店事業者はこれに協力すること。

(5) 売上等の管理と報告

出店事業者は、毎月の売上高と客数について、当該月の１日から月末までを集計し、翌月２０日までに博物館に報告しなければならない。報告書には日毎の売上高、客数およびその月合計を明示すること。売上金は出店事業者の責任において管理すること。

出店事業者は、売上金額の１０％を県に納入すること。

(6) 企画会議

出店事業者は、定期的に行われる企画会議において、食事・サービスの提供方針、収支状況、広報展開等について博物館と協議すること。

(7) 禁止事項

施設管理上、ガスおよび直火の使用を禁止する。

7 備品および厨房設備

(1) 備品および厨房施設の使用について

ア 出店事業者は飲食施設内の備品および厨房施設を無償で使用するができる。

イ 出店事業者は、博物館から貸与された備品等について、出店事業者の責に帰する理由で損害を与えた場合は、出店事業者の負担において原状回復を行うものとする。ただし、当該備品等が経年劣化により使用不可能となったと認められる場合は、博物館の負担において処分するものとする。

(2) 備品および厨房施設の設置について

ア 出店事業者は、博物館の承認を得て、出店事業者の負担において新たに備品等を設置することができる。

なお、当該備品の設置によって既設備品の移設・保管等が必要になった場合は、出店事業者の負担により当該移設・保管等を行うものとする。

イ 出店事業者は、出店事業者の負担によって設置した備品等について、契約期間満了時には出店事業者の負担において撤去するものとする。

(3) 備品および厨房施設の原状復帰について

出店事業者は、契約期間満了日から２週間以内に、飲食施設を出店事業者の責任と費用負担により、原状に復帰のうえ、博物館に返還すること。

8 施設の維持管理

(1) 修繕費および保守点検費用

ア 飲食施設の給排水設備、電気設備、その他主要構造部分の修繕費および保守点検費用については、博物館が負担する。ただし、出店事業者の責に帰すべき事由があると判断された場合の修繕については出店事業者が負担する。

イ 博物館の承認に基づき出店事業者が整備した主要構造の修繕費および保守点検費用につい

ては、出店事業者が負担する。使用期間満了時における撤去費用についても同様とする。

(2) 光熱水費

出店事業者は、使用期間中使用した電気料、水道料等の実費を別に負担するものとする。

(3) 廃棄物の処理費用

出店事業者は、事業活動に伴う廃棄物を、直接処理施設又は資源回収業者へ持ち込むか、許可業者または資源物回収業者に回収依頼をして適正に処理すること。ただし、廃棄物の処理にかかる費用は出店事業者が負担するものとする。

9 人員配置計画

(1) 人員の配置

出店事業者は、本業務に必要かつ十分な従業員数を配置し、当該従業員のうち1名を現場におけるリーダーにするとともに、博物館との連絡調整役を担う現場責任者として任命すること。

(2) 現場責任者等の届出

出店事業者は、現場責任者を任命または変更したときは、博物館に届出を行うこと。

10 危機管理

(1) 法令の遵守

出店事業者は、施設・設備・備品等の使用、従業員の管理および材料の仕入れ、保管、調理、残飯処理等飲食施設運営全般において、食品衛生法その他関係法令等を遵守し、十分な安全管理および衛生管理を行うこと。

(2) 衛生管理および防犯・防火

出店事業者は、毎日の業務終了後に、厨房、接客フロア等の清掃を行うとともに、防火・防犯上の点検を行い、必ず施錠して退出すること。

定期的な清掃が必要な箇所（排水トラップ等）の維持管理は、出店事業者が責任を持って行うこと。

(3) 報告

出店事業者は、本業務において、食中毒、伝染病その他健康上の被害を与えたとき（期限切れ飲食物の販売など健康被害を与える恐れがあるときを含む）や火災等の災害または犯罪が発生したときは、博物館にその状況等について遅滞なく報告すること。

(4) 訓練への参加

出店事業者は、博物館が実施する施設全体の消防訓練、防犯訓練等に必ず参加すること。

11 守秘義務

- ・出店事業者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- ・出店事業者は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。
- ・出店事業者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 特記事項

- ・本業務の実施において、博物館担当者と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- ・業務実施に係る物品等の調達については、地域活性化の観点を考慮すること。
- ・業務実施に係る事案が生じた場合には、速やかに博物館担当者に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、博物館と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- ・本件飲食施設運営業務の他業者への再委託は認めない。